

貴社から弊社（株式会社リロクラブトラベル）に対し、一般貸切旅客自動車運送事業を営む貸切バス事業者（以下「バス事業者」という）の仲介業務をご依頼いただく前に、下記の事項をお読みください。ご依頼にあたり、本条件書にご同意いただく必要がございます。

記

第1条 （業務内容）

1. 弊社が実施する業務は、次の通りです。
  - (1) バス事業者の仲介
  - (2) 前号に定めるバス事業者の貸切バスの運賃及びその他の料金（以下「運賃等」といいます）のバス事業者への支払
2. 貴社は、弊社に対し、運賃等の相当額を支払います。

第2条 （支払方法）

1. 弊社は、貴社に対して、運賃等を請求書にて請求します。
2. 貴社は、運賃等を前項の請求書記載の期日までに同請求書記載の口座への振込みにて支払います。但し、支払日が金融関係の休業日となる日は前営業日までに支払います。
3. 前項の振込みに係る手数料は貴社の負担とします。

第3条 （契約の成立時期）

貴社と弊社との間のバス事業者の仲介業務委託契約（以下「本契約」といいます）は、弊社が貴社に対し、正式予約依頼に対する承諾のご回答を発信した日に成立します。

第4条 （解除）

貴社または弊社のいずれかが本条件書記載の条項に違反し、相手方が相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず当該違反状態が是正されない場合、相手方は、書面による通知を行うことにより本契約を解除することができます。

第5条 （損害賠償）

貴社及び弊社は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に生じた損害を賠償します。貴社または弊社の責めによらずに発生した損害の負担については、その都度両者協議のうえ決定します。

第6条 （反社会的勢力の排除）

1. 貴社及び弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと。
  - (3) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
  - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 貴社または弊社が、前項の確約に違反した場合、相手方は、何らの催告を要せずして本契約を解除することができます。
3. 貴社または弊社が、前項に基づき本契約を解除したときは、相手方は、当該解除によって発生した損害の賠償を請求することができません。なお、本契約を解除した当事者が損害賠償請求を行うことは妨げられません。

第7条 （管轄）

貴社と弊社との間に紛争が生じた場合、その訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条 （協議）

本条件書に定めのない事項については、必要に応じ両者協議の上、その都度取り決めるものとします。